
本資料は、各詳細資料から要点等を抜粋するなどして作成しています。
判断に際しては、必ず詳細資料を御参照願います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[※] ～ 脱コロナに向けた協生支援金 ～

令和2年5月1日

内閣府 地方創生推進室

※ 以下、本資料において「臨時交付金」と記載します（引用個所を除く）。

目次・配付資料

目 次

(スライド右下NO)

臨時交付金に関する説明	創設の経過	4
	全体概要	5
	交付対象①	6
	交付対象②	7
	交付対象③	8
	事業例	9
今後の手続き	交付限度額の算定方法	10
	今後のスケジュール	11
	直近のスケジュール	13
	実施計画の作成①	14
	実施計画の作成②	15
	代表的なチェック項目(例)	16
	主なQ&A	17
	実施計画の提出①	18
	実施計画の提出②	19
	お問合せ	20

配付資料

詳細資料	・制度要綱
	・事務連絡（5月1日付）
	・主なQ&A
	・今後のスケジュール
様式等	・実施計画様式（別紙2）
	・実施計画チェックリスト（別紙2）
	・実施計画（記入例）（別紙3）
	・質問様式

臨時交付金に関する説明

○ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日 閣議決定（4月20日変更））

第2章 取り組む施策

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

- 3 医療提供体制の強化

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）

Ⅲ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

- 2 地域経済の活性化

- ・ 感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援に加えて、感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設（内閣府）
【再掲】

全体概要

1 補正予算計上額 1 兆円

2 所 管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- （1）交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
- （2）交付方法 : 実施計画に掲載された事業のうち[※]国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の
所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- （3）交付限度額 : 人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定

※ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象
また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象

4 使 途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

- ・新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当

交付対象①

○ 臨時交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準（①～③の全て）に適合する事業です。

1

実施計画を作成する地方公共団体が、

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の防止 及び
- ・感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業

+

2

国の補助事業の場合

要綱別表に定める事業

国

令和2年度一般会計
補正予算に計上される事業

又は

国

令和元年度当初予算に ※1
計上された予備費により
実施される事業

地方単独事業の場合

地

令和2年度 ※2

- ・当初予算 又は
- ・補正予算

に計上され、実施される事業

又は

地

令和2年度予算に計上された
予備費により実施される事業

+

3

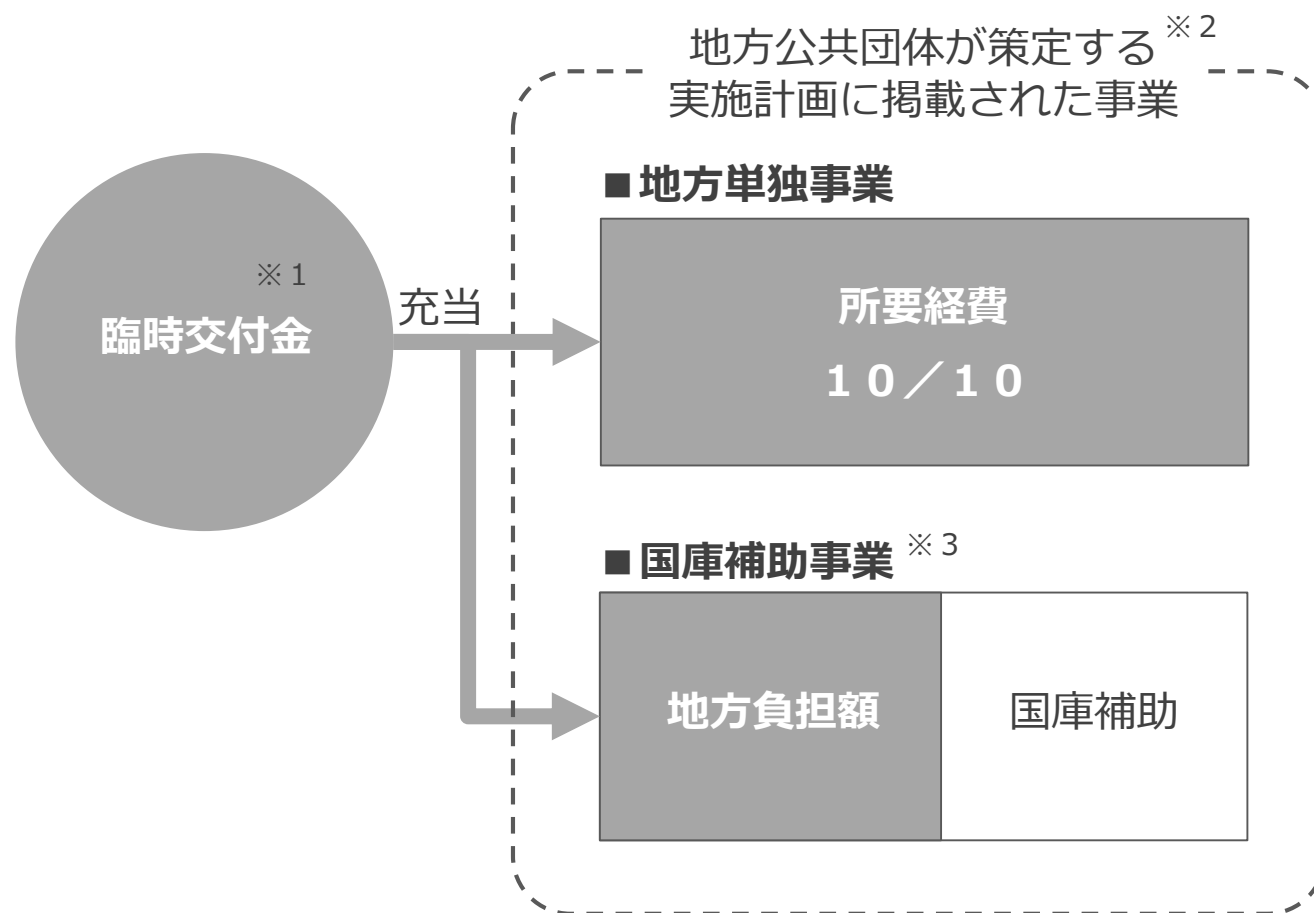
令和2年4月1日以降に実施される事業

※1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾（ただし、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る）

※2 令和2年度当初予算に計上された事業にあっては、①の内容について特に必要と認められるものに限る

交付対象②

- 地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業のうち
地方単独事業の所要経費と国庫補助事業の地方負担額が交付対象となります。



- ※1 各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される予定
- ※2 ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象。また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象
- ※3 法令に国の補助負担割合が定められていないものに限る

交付対象③

○ 交付対象事業のうち地方単独事業については、以下の経費を交付対象外とします。

1 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）を除く）には、交付金を充当しないこと。

2 用地費

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

3 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと（利子補給金又は信用保証料補助は除く）。

4 基金

基金の積立金には、交付金を充当しないこと。

5 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

6 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く）には、交付金を充当しないこと。

事業例

○地方公共団体における有効活用の参考に資するため、主に地方単独事業として実施されることが想定される事例について、「活用事例集」を作成しましたので御参照ください。

※ 国庫補助事業等の交付対象事業については、要綱別表を御参照ください。



第1部

新型コロナウイルス感染症に対する対応※として実施することが想定され、地方創生に資すると考えられるものの一例

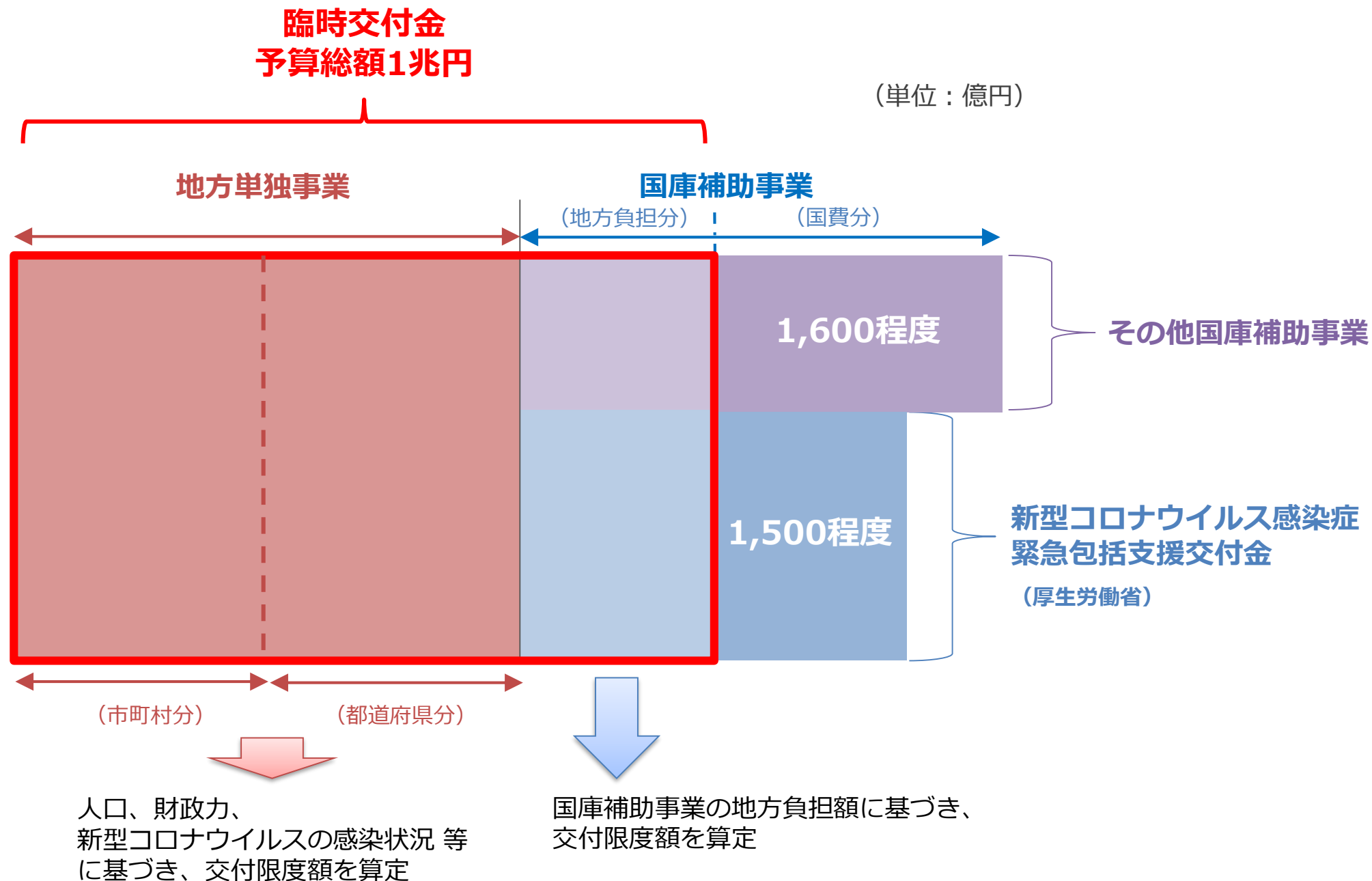
※ 医療提供体制の整備、感染拡大の防止策

第2部

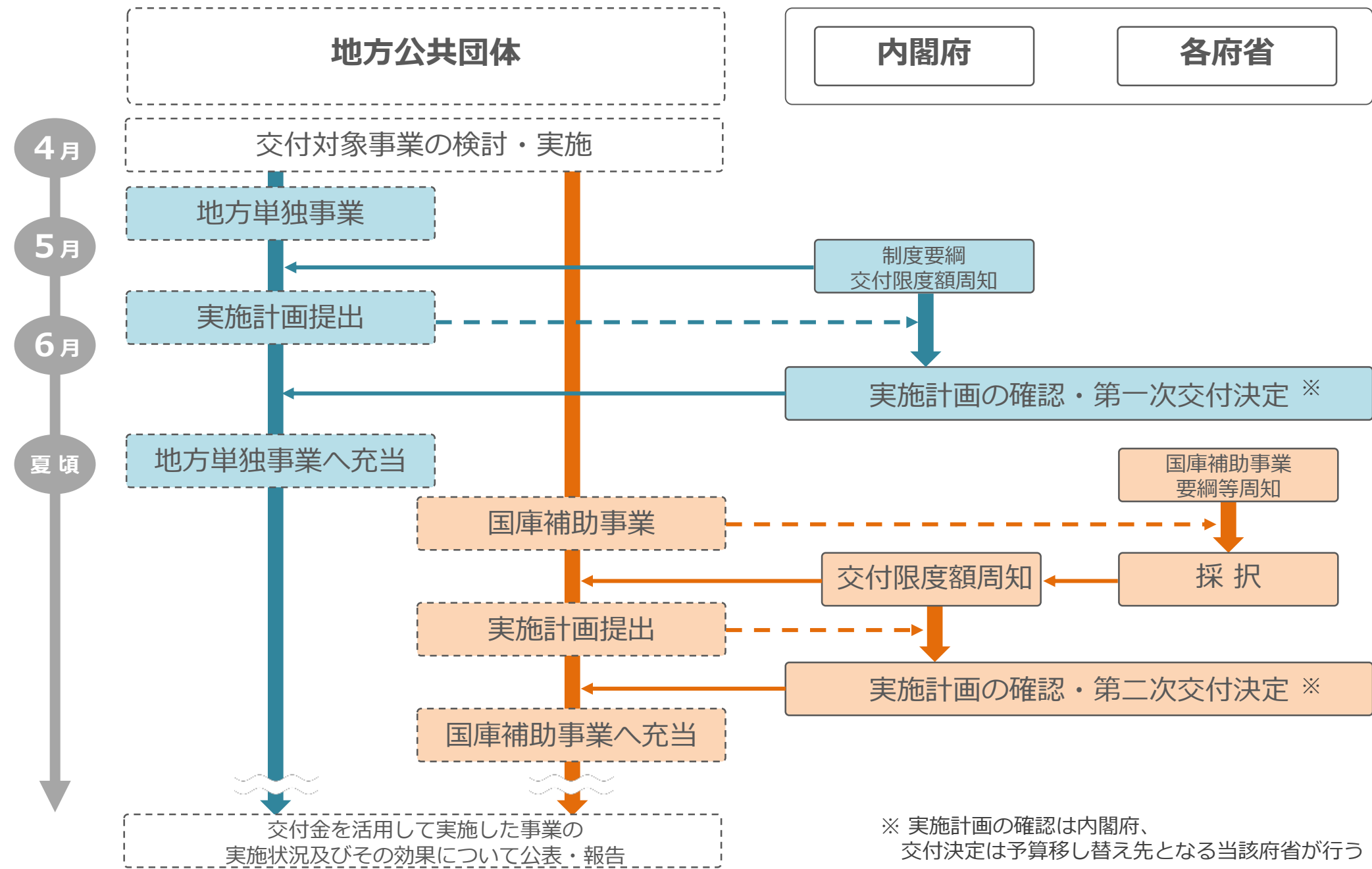
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援として実施することが想定され、地方創生に資すると考えられるものの一例

本事例集は、臨時交付金の使途等を定めるものではなく、現時点で参考となる事例等を取りまとめたものです。事例集に掲載されている事業を実施するかは、地域の実情に応じて、各地方公共団体においてご判断ください。

交付限度額の算定方法



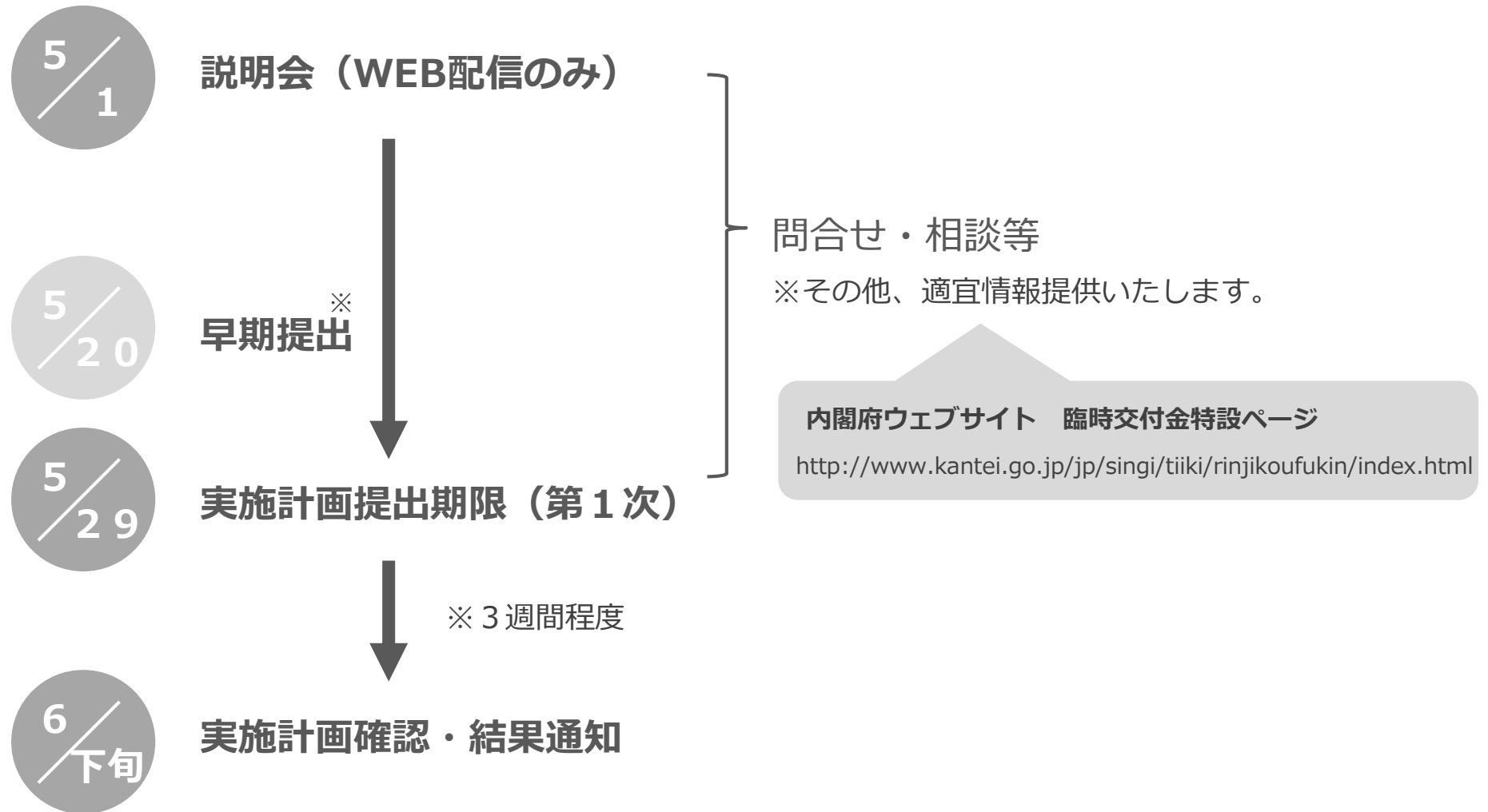
今後のスケジュール



直近の手続き

直近のスケジュール

- 第1次配分として、地方単独事業について、下記のスケジュールで実施計画をご提出ください。
- 第2次配分については、国補助事業を中心として、今後実施計画をご提出いただく予定です。



※ 第一次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。

実施計画の作成①

○ 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、実施計画を作成し、チェックリストとともに、内閣総理大臣に提出していただきます。

令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（記入例）

都道府県名				◆◆県		電話番号		XXX-XXX-XXXX				交付限度額①		(単位:千円) 900,000							
地方公共団体名				〇〇市		メールアドレス		xxxxxxxx@xxx.lg.jp				交付限度額②									
都道府県・市町村コード(5桁)				XXXXX		交付対象経費		485,000		配分予定額		485,000									
担当部署課名				〇〇部〇〇課				国補合計		60000		移替先		総務省							
担当者氏名				△△ □□				地単合計		425000		※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。									
No.	補助・単独	事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 (対象数、単価等) ④交付対象者 (自治体自ら実施の場合、不要)	交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	事業始期	事業終期	総事業費	A				参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分			
											補助対象事業費	B							補助対象外経費		
C				D				E				F									
合計												545,000	120,000	60,000	485,000	0	0	0			
1	単	12	公共的空間安全・安心確保事業		① ー ② ー ③ サーモグラフィの設置、検温の実施体制確保に係る経費 ○万円×○施設 ④ 公民館、図書館、学校等の施設管理者	①	イ	R2.6	R2.12	10,000			10,000	0	0		「〇〇市積算根拠.pdf」参照		R2補正(地)		
2	単	44	地域の一点一商品づくりサポート事業		① ー ② ー ③ 地元産材を活用した商品開発のための市場調査費、試作材料費等 ○万円/事業者×○事業者 ④ 地域の飲食店や土産物店	③	ソ	R2.4	R2.10	15,000			15,000	0	0		市HPに掲載 「https://xxxxx.xxx/xxxx/x/」		R2予備費(地)		
3	補	ー	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業	厚労	① ① 逼迫する医療提供体制の整備等を地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施 ② ③ イ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の地方負担分に充当 ロ 宿泊療養のための宿泊施設借上げ費について、同交付金で設定された借上げ単価を地域の実情に応じて一定引き上げる費用に助成 (○万円→□万円、約△△室分) ④ ー	①	ウ	R2.6	R3.3	120,000	120,000	60,000	60,000	0	0	0			R2補正(国)		
4	単	ー	事業継続支援助成費		① 休業要請に応じた中小企業・小規模事業者の事業継続を支援 ② ③ ④ i 店舗 (約○万事業者) に対し賃料 (1ヶ月分) の○割、 ii ライブハウス、ホール、演劇場等 (約〇〇事業者) に対し映像配信設備等に係る経費、 iii 宿泊施設 (約〇〇事業者) に対し消毒等安全対策に係る経費、 それぞれ1施設・事業者当たり○万円を上限に助成	②	サ	R2.4	R2.10	400,000			400,000	0	0		「〇〇市積算根拠.pdf」参照	〇〇事業費補助金 (▲▲省)	R2補正(地)		

実施計画の作成②

- 実施計画の作成に際しては、記入要領及び記入例を参照してください。
- 5W1Hを簡潔かつ具体的に記載するよう留意して計画を作成してください。

別紙3

令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(記入要領)

(単位:千円)

都道府県名		電話番号		交付限度額①		令和2年5月1日付で示した交付限度額見込を千円単位で入力																	
地方公共団体名		メールアドレス		交付限度額②		第二次提出時に示される交付限度額見込を千円単位で入力																	
都道府県・市町村コード(5桁)		交付対象経費		配分予定額		交付限度額と交付対象経費を比較して低い方を表示するが自動で表示されない場合は手入力																	
担当部署名		国庫合計		移替先		移替ルールに基づき移替先番号を選択																	
担当書氏名		地庫合計		※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。																			
No.	補助・単独 事業 事例 番号	交付対象事業 の名称	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③交付金 ④交付金 事業の事例番号を記載した場合、事業概要の ①と②は「-」と記載。	交付 対象 事業 の 区 分	緊急 経済 対 策 と の 関 係	事業 開始 期	事業 終了 期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に關 連している国庫補助 事業がある場合、そ の国庫補助事業名)	備考② (事業の終了が令和 3年3月を越える場 合、その事情)	予算区分	エラー (単 独 事 業 の 金 額 内 訳)	エラー (国 庫 補 助 事 業 の 金 額 内 訳)	エラー (事 業 終 了 期 の 区 分 明 確 な 区 分)	エラー (交 付 対 象 事 業 の 区 分)	エラー (関 係 事 業 の 区 分)	
								国庫事業費	補助対象 事業費	C 国庫補 助額	D 交付対 象経費	E 配分予 定額	F その他										G 補助対象 外経費
合計								125,000	120,000	50,000	65,000	0	0	0									
1	12	公共的空間安 全・安心確保 事業	① - ② - ③ サーモグラフィの設置、検温の実施体制確保に係る経費 〇万円×〇施設 ④ 公民館、図書館、学校等の施設管理者	①	イ	R2.6	R2.12	5,000			5,000	0	0		「〇〇市試算根 拠.pdf」参照			R2補正 (地)					
2		地方単独事業の名称は任意。	対象数・単価は概数で可。																				
地方単独事業：単 独補助事業：補		記入要領別添から該当項目を選択。		地方単独事業の場合、A=D+E+Fとなる。 B,C,Gは記入不要(単独事業を選択するとセルが灰色になる)。 F欄(その他)には、実施計画作成主体以外の負担額(都道府県の補助金等(市町村の場合)、 市町村の負担額等(都道府県の場合)、事業者、個人の負担額等)を記入。																			
5																							
6	補	新型コロナウ イルス感染症 緊急包括支援 交付金	① 逼迫する医療提供体制の整備等を地域の実情に応じて柔軟かつ 機動的に実施 ② ③ イ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の地方負担分 に ロ 宿泊療養のための宿泊施設借上げ費について、同交付金で賄 えられなかった借上げ単価を地域の実情に応じて一定引き上げる費用に助成 (〇万円+〇万円、約△△△分) ④ -	①	ウ	R2.6	R3.3	120,000	120,000	60,000	60,000	0	0	0		国庫補助事業の場合、記入要領別 添に各国庫補助事業の該当項目を 示してあるので、転記する。			R2補正 (国)				
7																							
国庫補助事業の場合、記入要領の別シートの事業名一 覧からコピー＆ペースト(制度要領別添と同一の名称 となるようにするため。)、し、各国庫補助事業につ いて、所管番号を正しく選択。		国庫補助事業の場合、記入要領別 添に各国庫補助事業の該当項目を 示してあるので、転記する。		事業の終了期については、経路を前提として 令和3年4月以降としないこと。あくまで も、年度内執行を目指した場合の終了期を記 入すること。		国庫補助事業の場合、A=B+G-(C+D+E+F)+Gとなる。 F欄(その他)には、補助対象事業費のうち、C、D、E以外の金 額(実施計画作成主体以外の負担額(都道府県の補助金等(市町村の 場合)、市町村の負担額等(都道府県の場合)、事業者、個人の負 担額等)を記入。																	
＜記入上の注意＞ ○記入様式中の「行の追加・削除」及び「セルの結合」は集計作業上不都合を来しますので絶対に行わないでください。 ○記入内容が多く、印刷時に見えない場合は行の幅の調節により対応します。 ○記入要領には別添資料がありますので参照願います。 ・「交付対象事業の区分」「緊急経済対策との関係」欄の選択項目.xlsx																							
＜実施計画のチェックリストについて＞ 実施計画の作成が終了したら、提出前に必ず事業ごとに、別シートのチェック リストによるチェックを行うこと。 チェックリストによるチェックを行っていない実施計画の提出は受け付けないの で、留意すること。 また、チェックはできる限り複数の職員で行うことが望ましい。																							

代表的なチェック項目（例）

- 実施計画の立案の際には、幅広い視点から地域の取組の検討を。

共通するチェック要素

- 感染段階に応じた対策がとられているか？
- 地域の自律性と共助を生かした取組か？
- デジタル技術を、上手に活用しているか？

I 感染拡大の防止

～地域の命を守る～

- 外出削減率は十分か？
- 病床や検査体制の確保は十分か？
- 発熱外来や遠隔相談体制は？
- 感染状況の把握と市民への共有は？

II 雇用の維持と事業の継続

～暮らしを支え、守りきる～

- 感染者家族や外国人のケアはできている？
- オンライン学習や教育活動はできている？
- 地域の自律共助の運営組織作りは？
- 休業中事業者の支援制度は活用されている？
(定額給付金、事業融資、雇用調整助成金、個別支援)
- 各種相談や申請支援の窓口は？

IV 強靱な経済構造の構築

～感染症に強い地域経済を～

- 遠隔教育・遠隔医療の徹底活用
- テレワークの徹底と働き方改革
- ソーシャルベンチャーの役割強化
- 事業承継／再編の加速

III 経済活動の回復

～地域経済を立て直す～

- 農業のスマート化や地元産品の販路の多様化は？
- 地域の配送網やテイクアウトは機能しているか？
- 実質的に休職中の方の活躍の場は？
- 今後伝えていきたい地域の魅力は？

緊急時対応段階

継続・回復段階

主なQ&A

Q1 ○○事業は対象となりますか？

A1 新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はありません。各地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に記載してください。ただし、例えば用地の取得費や貸付金など経費としては、本交付金を充当できないものがあるので、よく確認してください。

Q2 実施計画に記載する交付対象事業費は、交付限度額を超えても問題ありませんか？

A2 入札等により事業費が減となる可能性があることから、実施の確実性が十分に見込まれる事業であれば、多めに計上しておく方が、むしろ望ましいと考えられます。ただし、その場合でも、実際の交付額は交付限度額を上回ることはありません。

実施計画の提出（第一次）①

○ 第一次の実施計画受付は下記のとおり実施いたします。

1 提出期限

令和2年5月29日 12:00（厳守）※ データの
提出（電子メール）のみで可

○ 地方単独事業のみが対象となります。

※第2次配分については、国補助事業を中心として、今後実施計画をご提出いただく予定です。

○ 当室において提出された実施計画の確認を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

○ 第一次提出の中でも先行して提出された実施計画については、
確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、
早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限（5月20日）までに実施計画をご提出ください。

2 提出方法

各都道府県を通じ、データを電子メールにて提出してください。

○ 電子メールの件名及びファイルの名称は、
都道府県・市区町村コード（半角5桁） + _（アンダーバー） + 都道府県名 + 実施計画作成地方公共団体名
としてください。 ※例 01100_北海道札幌市 02000_青森県 など

3 提出資料

①実施計画 ②チェックリスト

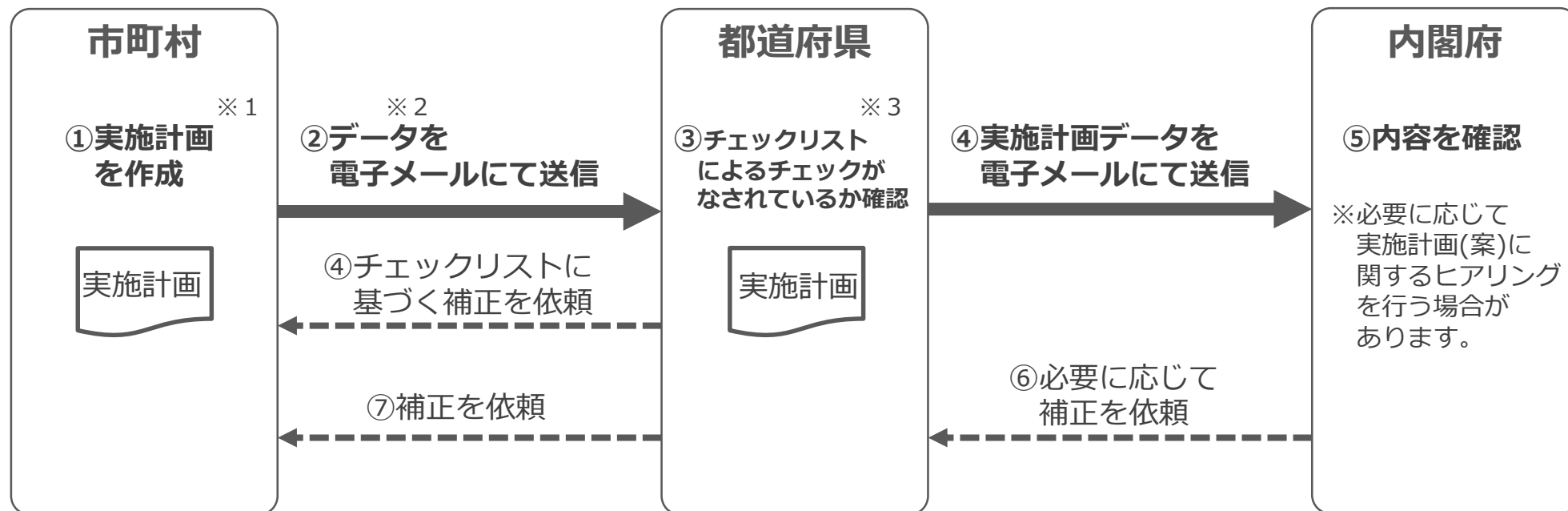
① 実施計画：添付の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。

② チェックリスト：実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。

実施計画の提出（第一次）②

- 都道府県においては、
市町村分の実施計画のとりまとめについて御協力をお願いいたします。

— 実施計画提出の流れ —



※ 1 添付の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。内容について、チェックリストにより確認してください。

※ 2 実施計画及びチェックリスト

※ 3 書類の不備など基本的なチェックをお願いします。内容審査を求めるものではありません。

お問合せ

- 内閣府地方創生推進室（臨時交付金特設チーム）にて対応いたします。



電話

03-5501-1752



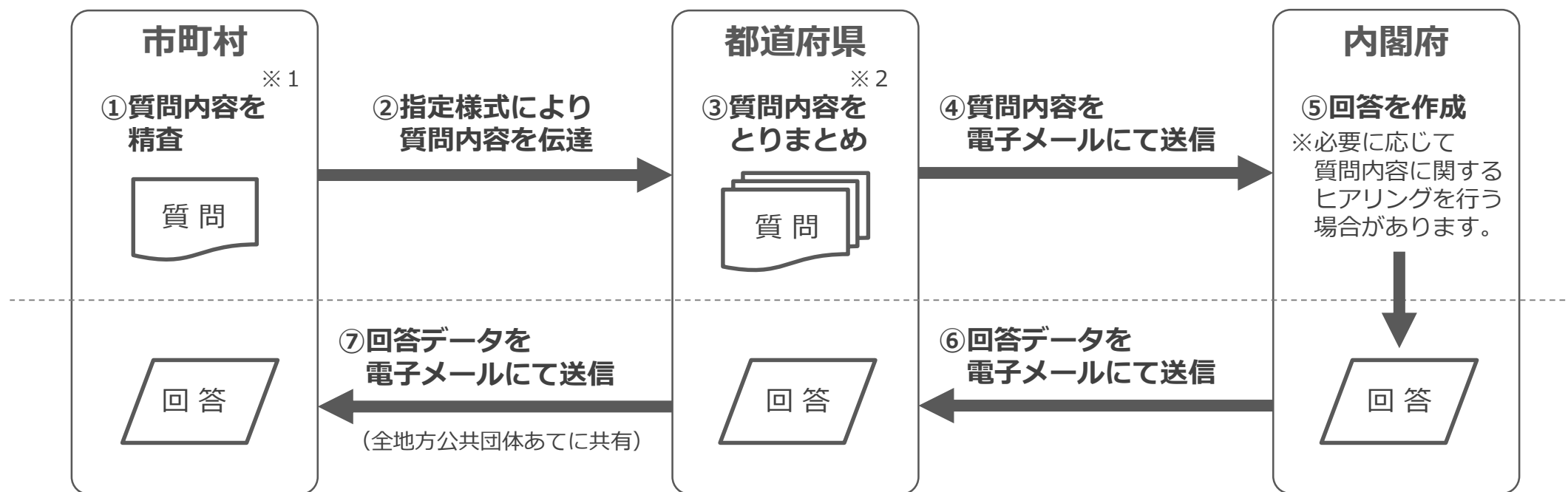
メール

e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

※ お問合せの際は、質問様式を御活用ください。任意様式も可。

- 都道府県においては、市町村分の問合せのとりまとめについて御協力をお願いいたします。

— 質問の基本的な流れ — ※例外として、市町村の個別事情によるものや急を要するものなどが想定されます。



※1 対象事業の考え方については、制度要綱案、事務連絡案、対応事例集等でお示ししているとおりです。

個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、どういった観点において疑義があるかについて明らかにした上でお問合せください。

※2 複数市町村からの問合せファイルを自動的に1つのファイルにまとめる転記ツールを配布予定です。